

桜井市パブリックコメント手続実施要綱

平成25年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、市の重要な施策等の形成過程におけるパブリックコメント手続(意見公募手続)の実施に関し必要な事項を定めることにより、市政の公正の確保及び透明性の向上並びに市民との協働の機会の拡大を図り、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリックコメント手続」とは、市の重要な施策の形成過程において、当該施策の案を公表し、市民等からの意見の提出を広く求め、提出された有益な意見を考慮して意思決定を行う手続をいう。

2 この要綱において、「実施機関」とは、市長(水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(パブリックコメント手続の対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の施策等(以下「施策等」

という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における計画の策定、その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市民の権利を制限し、又は義務を課す等市民生活に直接かつ重大な影響を与える条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項を除く。）の制定及び改廃
- (3) パブリックコメント手続終了後、意思決定を行うまでに、公表した内容に著しい変更があった施策等により再度施策等を策定する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合については、パブリックコメント手続の全部又は一部を行わないものとする。

- (1) 市民等からの意見徴収の手続が法令等により別に定められている場合
- (2) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (3) 桜井市附属機関設置条例（平成25年6月桜井市条例第8号）別表に規定する附属機関がパブリックコメント手続に準ずる手続を経て策定した報告、答申等に基づき実施機関が当該施策等を策定する場合
- (4) 緊急を要する相当な理由がある場合
- (5) 施策等案に係る修正等が軽微な場合
(施策等案の公表等)

第4条 実施機関は、施策等の意思決定を行う前の適切な時期に施策等案（以下「施策等案」という。）とともに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 施策等案の題名、趣旨及び概要
- (2) 施策等案に関連する資料

(3) 市民等からの意見等（以下「意見等」という。）の提出期間、提出先及び提出方法

2 前項の規定による公表は、市長が指定する場所での閲覧に加え、いずれかの方法により行い、市民等に周知されるよう努めるものとする。

- (1) ホームページを利用した閲覧
- (2) 広報紙への掲載
- (3) 市長が指定する場所での配布
- (4) その他市長が必要と認める方法

（意見等の提出）

第5条 意見等の提出期間は、原則として30日以上とし、実施機関が定めるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、この期間を短縮することができる。

2 意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便又は信書便
- (3) ファクシミリ
- (4) ホームページ内お問い合わせメールフォーム（当該施策等案に係る意見募集に関するものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が認める方法

3 意見等を提出しようとするときは、原則として住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を明記しなければならない。

（意見等の処理）

第6条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、施策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により施策等の策定の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、桜井市情報公開条例（平成12年3月28日桜井市条例第3号）第6条各号に規定する不開示情報及び施策等に対し単に賛否を述べるのみの意見等を除く。

(1) 提出された意見等の概要

(2) 提出された意見等に対する市の考え方

(3) 施策等案を修正した場合における当該修正内容

3 実施機関は、意見等に対する個別の回答は行わないものとする。

4 実施機関は、意見等を提出した者の氏名その他個人に関する情報は、公表しないものとする。

5 第2項に定める公表の方法については、第4条第2項の規定を準用するものとし、当該公表期間については、施策等の策定の意思決定をおこなった日からおおむね6ヶ月とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に策定等を開始する施策等について適用する。

附 則（平成29年12月19日）

この要綱は、公布の日から施行し、同日以降に策定等を開始する施策等について適用する。